

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 ( 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 )

(厚生労働省保険局医療課・保険課)

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 項 目 名 | 健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置 |
| 税 目   | 所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税   |

## 第1 一部保険外療養の創設

令和8年6月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）が公布され、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、令和9年3月よりOTC医薬品と成分等が同じ医療用医薬品（いわゆるOTC類似薬）約1100品目について、その薬剤費の4分の1を保険給付から外し、「特別の料金」として患者に負担いただくOTC類似薬の一部保険外療養が施行される。

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）においては、税制上、法人税等の優遇措置が講じられており、その要件の1つとして、「医療保健業務に係る収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」という要件（以下「収入要件」という。）が課されている。

今般のOTC類似薬の一部保険外療養において患者に負担いただく薬剤費の4分の1の「特別の料金」は、「社会保険診療等に係る収入金額」に含まれないため、引き続き、社会医療法人等が収入要件を満たすことができるよう、「特別の料金」を「社会保険診療等に係る収入金額」に含む税制改正を要望する。

また、医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を四段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる法人税および所得税の特別措置についても、同様に「社会保険診療に係る収入金額等」として「特別の料金」を計上できるよう税制改正を要望する。

さらに、社会保険診療に係る消費税は現在非課税とされているところ、「特別の料金」についても非課税とする税制改正を要望する。

### <関係条文>

#### ・社会医療法人等の収入要件に係るもの

社会医療法人：医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（1）

特定医療法人：租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）第1条第1号イ（1）

認定医療法人：医療法施行規則第57条の2第1項第2号イ

福祉病院事業法人：法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示）

オープン病院事業法人：法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示）

厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第5条の2第1項第3号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（令和6年厚生労働省・農林水産省告示第2号）第1条第1号イ

#### ・四段階税制に係るもの

租税特別措置法（昭和32年法律第）第26条、第67条

#### ・消費税に係るもの

消費税法（昭和63年法律第108号）第6条、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条

要望の内容

第2 出産に係る保険給付体系の見直し

令和8年6月に健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）が公布され、出産に伴う妊婦の経済的負担の軽減を図る等の目的で、出産の給付体系を見直し、「分娩費」及び「出産時一時金」が新たに創設される。

社会医療法人等について、公的な運営等を確保するため、社会医療法人等に課されている収入要件に関し、「社会保険診療等に係る収入金額」に含むことのできる「助産」に係る収入金額について、現状50万円とされている限度額を、分娩費及び出産時一時金の額に応じ改正することを要望する。

＜関係条文＞

社会医療法人：医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ロ（4）

特定医療法人：租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）第1条第1号イ（4）

認定医療法人：医療法施行規則第57条の2第1項第2号イ

オープン病院事業法人：法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示第297号）第1条第1号二

厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第5条の2第1項第3号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（令和6年厚生労働省・農林水産省告示第2号）第1条第1号二

|            |          |
|------------|----------|
| 平年度の減収見込額  | — 百万円    |
| （制度自体の減収額） | （ — 百万円） |
| （改正増減収額）   | （ — 百万円） |

## 第1 一部保険外療養の創設

### (1) 政策目的

OTC類似薬の一部保険外療養により医療保険制度の持続可能性を確保しつつ、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関・薬局の既存の税制上の取扱いに影響が生じないよう税制上の措置を講じることで、社会医療法人等などによる地域医療提供体制の確保に繋げる。

### (2) 施策の必要性

OTC類似薬の一部保険外療養については、抗アレルギー薬や鎮痛消炎剤など、これまで保険診療で日常的に使用され、7～9割を保険給付し、残りの1～3割を一部負担金として患者が自己負担していた医療用医薬品について、医療保険制度の持続可能性を確保する観点から、適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその薬剤費の4分の1を保険給付の対象としないこととし、当該薬剤費の4分の1を「特別の料金」として患者に負担いただく仕組みである。

※一部保険外療養においては、薬剤費の4分の1を保険給付の対象から外し、「特別の料金」として患者に負担いただき、残りの薬剤費4分の3のうち7～9割を保険給付し、残りの1～3割を一部負担金として患者に自己負担いただく。後者の保険者から社会医療法人等に支払われる保険給付及び患者から支払われる一部負担金については、引き続き「社会保険診療等に係る収入金額」として税制上取り扱われる。

※社会医療法人等などが患者から支払われる「特別の料金」については、国が薬価の4分の1と設定するため、社会医療法人等により自由に価格設定されることはない。

社会医療法人等においては、本制度となる医療用医薬品について、これまでその収入の全額を「社会保険診療等に係る収入金額」として計上できていたところ、本制度の施行により、「特別の料金」分が計上できなくなることとなる。また、四段階税制における「社会保険診療報酬」についても同様である。さらに、消費税についても、これまでその費用の全額が消費税非課税となる取引として取り扱われていたところ、「特別の料金」については、課税売上となり、患者からの消費税分の徴収や納税手続き等が発生することとなる。

他方で、本制度の施行後においても、本制度の対象となるOTC類似薬については、その医療上の必要性は引き続き認められ、保険診療において使用されるものであることから、OTC類似薬を患者に処方等することによって社会医療法人等をはじめとする医療機関・薬局が患者から支払いを受ける当該「特別の料金」についても「社会保険診療等に係る収入金額」「社会保険診療報酬」と同等に取り扱うことが適当であり、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関・薬局の既存の税制上の取扱いに影響が生じないよう税制上の措置を講じる必要がある。

## 第2 出産に係る保険給付体系の見直し

### (1) 政策目的

今回の「出産に係る給付体系の見直し」は、「妊婦の経済的負担の軽減」と「地域の周産期提供体制の確保」の両立を図るものであり、「分娩費」及び「出産時一時金」の創設により、妊婦の経済的負担の軽減を図りつつ、税制上の措置を講じることで、社会医療法人等をはじめとする医療機関による地域医療提供体制の確保に繋げる。

|                      |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      |     | <p>(2) 施策の必要性</p> <p>社会医療法人等については、公的な運営等を確保するため、「医療保健業務に係る収入金額に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」等の要件が課されているところ、「助産」に係る収入金額については、一分娩に係る収入金額について、保険給付により妊産婦に実質的な負担が生じない、出産育児一時金等の額（50 万円）を限度として「社会保険診療等に係る収入金額」に計上できることとされているところ、今般、分娩費及び出産時一時金を創設し、給付体系の見直しを行うことから、本制度の実施により社会医療法人等をはじめとする医療機関の既存の税制上の取扱いに影響が生じないよう税制上の措置を講じる必要がある。</p> |                                                                                                                                                                                                           |
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること</p> <p>施策目標 10-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること</p>                                    |
|                      |     | 政策の達成目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>OTC類似薬の一部保険外療養の施行により医療保険制度の持続可能性を確保するとともに、社会医療法人等をはじめとする医療機関、薬局等による地域医療提供体制の確保に繋げる。</p> <p>出産の保険給付体系の見直しにより、妊婦の経済的負担の軽減を図りつつ、社会医療法人等をはじめとする医療機関による地域医療提供体制の確保に繋げる。</p>                                 |
|                      |     | 租税特別措置の適用又は延長期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 恒久措置                                                                                                                                                                                                      |
|                      |     | 同上の期間中の達成目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 政策の達成目標と同じ                                                                                                                                                                                                |
|                      |     | 政策目標の達成状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | —                                                                                                                                                                                                         |
|                      | 有効性 | 要望の措置の適用見込み                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>・社会医療法人等の収入要件<br/> 社会医療法人：380 法人<br/> 特定医療法人：299 法人<br/> 認定医療法人：1,217 法人（累計）<br/> 福祉病院事業法人：48 法人（令和8年3月調査）<br/> オープン病院事業法人：103 法人（令和8年3月調査）<br/> 厚生農業協同組合連合会：33 法人<br/> ※令和8年3月末時点の法人数</p> <p>・消費税</p> |

|  |                            |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--|----------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |                            |                        | <p>医療機関数：179,157 施設<br/>薬局数：63,203 施設<br/>※医療機関数は令和7年9月時点、薬局数は令和7年3月時点</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|  |                            | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | <p>○ＴＣ類似薬の一部保険外療養の施行後も、引き続き社会医療法人等が公的な運営等を確保するため「全収入金額（事業収益の額）に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」という要件を満たし、もって地域医療提供体制の確保に資することとなる。</p> <p>出産の保険給付体系の施行後も、妊婦の経済的負担の軽減が図られるとともに、社会医療法人等をはじめとする医療機関による地域医療提供体制の確保に資することとなる。</p>                                                                                                                                                                         |
|  | 相当性                        | 当該要望項目以外の税制上の措置        | <p>地方税についても同様の要望を行っている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|  |                            | 予算上の措置等の要求内容及び金額       | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|  |                            | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|  |                            | 要望の措置の妥当性              | <p>上記(2) 施策の必要性で記載のとおり、現行においては、○ＴＣ類似薬の一部保険外療養の対象となる医療用医薬品が保険診療で使用された場合の費用については、その全額が「社会保険診療等に係る収入金額」、「社会保険診療報酬」として計上されており、本要望踏まえ税制改正を行った場合でも、国による現行の税収への影響は生じない。</p> <p>出産に係る給付に関しては、これまでも「助産」に係る収入金額については、保険給付により妊婦に実質的な負担が生じないよう、保険給付される出産育児一時金等の額（50 万円）を限度として「社会保険診療等に係る収入金額」に計上できることしてきたところであり、今般の給付体系見直し後もこれまでの取扱を踏まえ、保険給付される「分娩費」及び「出産時一時金」の金額を「社会保険診療等に係る収入金額」に計上できるよう措置を講ずることが妥当である。</p> |
|  | これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績            | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|  |                            | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果     | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|           |                               |   |
|-----------|-------------------------------|---|
|           | 租税特別措置の適用による効果<br>(手段としての有効性) | — |
|           | 前回要望時の達成目標                    | — |
|           | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由   | — |
| これまでの要望経緯 |                               | — |